

まんのう町結婚新生活支援事業の手引き

令和7年9月更新

この事業は、若者の婚姻に伴う新生活に係る経費の一部を補助することで、地域における少子化対策の強化及び経済的不安の軽減を図るものです。

1 対象となる補助対象者

補助金の対象者は、以下の全ての条件を満たす必要があります。

- ① 令和7年1月1日から令和8年3月31日の間に婚姻届けを提出し、受理された夫婦であること。
- ② 申請日時点で最新の所得証明書をもとに、夫婦の所得を合算した金額が500万円未満であること。（奨学金の返済がある場合は、年間返済額を世帯所得額から控除）
- ③ 補助対象となる世帯の住宅がまんのう町内にあり、申請時に夫婦の双方又は一方が住民登録を有し、現に居住していること。
- ④ 夫婦いずれものの年齢が、婚姻届が受理された時点で39歳以下であること。
- ⑤ 生活保護法の規定による保護を受けていないこと。
- ⑥ 結婚新生活支援事業と重複する他の公的給付を受けていないこと。
- ⑦ 夫婦のいずれもが、日本国籍または日本国の永住権を有していること。
- ⑧ 夫婦のいずれもが、暴力団等の反社会的勢力の構成員ではないこと。
- ⑨ 夫婦のいずれもが、過去に新生活の支援に係る補助金等の交付を受けていないこと。
- ⑩ 夫婦のいずれもが、まんのう町東京圏移住支援事業補助金を受けていないこと。
- ⑪ 夫婦のいずれもが、町税に滞納がないこと。
- ⑫ まんのう町などによる本事業実施に係るアンケート等へ協力すること。

2 対象となる経費

令和7年4月1日～令和8年3月31日に婚姻を機に支払ったいずれかの経費が対象です。ただし、勤務先から手当等が支給されている場合は、支給額を補助対象経費から差し引きます。

- ①住宅費（敷金、礼金、仲介手数料）

※世帯員の3親等以内の親族が所有する賃貸住宅に係る費用を除く

- ②引越費用（引越業者又は運送業者への支払いに係る実費）

※不要になった家財道具の処分に係る費用を除く

3 補助金額

住宅費及び引越費用を合わせた額とし、婚姻日における年齢によって下記の額を上限とします（年齢区分は、夫婦いずれかの高い方によります）。

- ・ 夫婦ともに29歳以下の世帯 60万円
- ・ 夫婦いずれかが30～39歳以下の世帯 30万円

※補助金額の1,000円未満の端数は切り捨てます。

4 申請の流れ及び提出書類

1. 交付の申請 【申請者】

令和7年4月1日～令和8年3月31日までに下記書類を提出してください。

- ① まんのう町結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- ② 婚姻受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本（住民生活課で取得）
- ③ 夫婦それぞれの申請日時点で最新の所得証明書（税務課で取得）
- ④ 夫婦それぞれの滞納のない証明（税務課で取得）
- ⑤ アンケート
- ⑥ 債権者登録申出書

【該当者のみ】

- ⑦ 住宅の賃貸借契約書の写し（賃貸借契約の場合）
- ⑧ 住宅費（敷金、礼金、仲介手数料）に係る領収書の写し（賃貸借契約の場合）
- ⑨ 引越費用に係る領収書の写し（引越費用がある場合）
- ⑩ 貸与奨学金の年間返済額が分かる書類（借り入れがある場合）
- ⑪ 勤務先からの手当等が分かる書類（勤務先からの対象経費にかかる手当等の支給があった場合）

※上記以外に、その他町長が必要と認めるものの提出を求める場合があります。

2. 交付の決定

受付後、内容審査を行い、補助金の交付決定を行います。

- まんのう町結婚新生活支援事業補助金交付決定兼確定通知書（様式第2号）
…町から申請者に送付します。

3. 補助金の請求 【申請者】

- まんのう町結婚新生活支援事業補助金交付請求書（様式第4号）

※申請時に一緒にご提出ください。ただし、日付等は未記入でお願いします。

5 申請書記入

申請時書類

様式第1号（第5条関係）

書類提出日を記入

令和 7 年 〇月 〇日

まんのう町長 様

（申請者）郵便番号 〒76〇-〇〇〇〇

住 所 まんのう町〇〇1111番地

氏 名 まんのう 太郎

電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

まんのう町結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼実績報告書

まんのう町結婚新生活支援事業補助金の交付を受けたいので、まんのう町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、書類審査のため、住民基本台帳及び税務関係情報の閲覧について同意するとともに、下記の事項について相違がないことを誓約します。

記

1 申請者情報

	申請者	配偶者
フリガナ	マンノウ タロウ	マンノウ ハナコ
氏 名	まんのう 太郎	まんのう 花子
生年月日	平成5年 4月 1日	平成10年 5月 1日
新居へ住民登録をした年月日	令和7年 6月10日	令和7年 6月10日
婚姻年月日	令和 7年 6月 1日	
婚姻年月日における年齢	32歳	27歳
所得金額	3,000,000円	1,500,000円
貸与型奨学金の年間返済額	150,000円	0円
町税の滞納	有 ・ 無	有 ・ 無
他の公的制度による補助等	有 ・ 無	有 ・ 無
同補助金の過去の受給	有 ・ 無	有 ・ 無
暴力団員等の該当	有 ・ 無	有 ・ 無
住宅手当等の支給	有 ・ 無	有 ・ 無

婚姻届が受理された日

2 誓約事項

- (1) 私と配偶者は、申請の時点において、まんのう町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第2条に掲げる全ての要件を満たしています。
- (2) 申請内容に虚偽があった場合は、補助金を返還します。

3 補助申請額

住宅費	契約期間の始期	令和7年 6月 2日
	住宅費(A) (敷金、礼金、仲介手数料)	敷金、礼金 140,000円
		仲介手数料 77,000円
		小計 (A) 217,000円
引越費用	引越しを行った日	令和7年 6月 5日
	費用(B)	120,000円
手当等	勤務先からの手当等(C)	10,000円
合計(D)	(A)+(B)-(C)	327,000円
補助申請額	(D)のうち、夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の世帯は60万円、それ以外の世帯は30万円を上限に記載してください(1,000円未満切り捨て)。 ※継続補助対象世帯は、当該額から前年度に交付を受けた補助金の額を差し引いた額を上限とする。	300,000円

1,000円未満を切り捨てた金額

4 添付書類

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- (2) 夫婦それぞれの申請日時点で最新の所得証明書
- (3) 貸与型奨学金の年間返済額が分かる書類(借入れがある場合)
- (4) 住宅の賃貸借契約書の写し
- (5) 住宅費に係る領収書の写し
- (6) 引越費用に係る領収書の写し
- (7) 勤務先からの手当等が分かる書類(勤務先から手当等の支給があった場合)
- (8) その他町長が必要と認める書類

個人用見本

債権者登録（新規・変更・廃止）申出書

※太枠の中を記入してください

町記入欄	担当課	
	担当者	

まんのう町長 殿

1	新規		債権者コード		知照年月日	登録区分	1	口座振替
2	変更						2	隔地払
3	廃止						3	窓口払

提出年月日	
-------	--

（変更）適用年月日	
-----------	--

◎おなまえ（法人名、屋号、又は個人名）

A

フリガナ	氏名	本店	マン/ウ タロウ
		支店	
漢字	氏名	本店	まんのう 太郎
		支店	
		出生年月日	昭和60年1月1日

個人の場合は、記入不要です。

◎だいひょうしゃ（職、氏名）

B

漢字	
代表者フリガナ	

請求書等に使用する印を押印してください。銀行印・印鑑登録印である必要はありません。

まんのう

◎おところ（都道府県、都市区町村、町、丁目、番地、団地、棟、号）

C

郵便番号	766-0022	区分	1 町内 2 町外 3 県外	住所コード	
漢字	香川	仲多度郡まんのう町吉野下430番地			
フリガナ	カガワケンナカタクンマン/ウチョウヨシノシモ				
電話番号	0877-73-0122				

本補助金のお振込みを希望される口座をご記入ください。

◎振込先 ※ 受領方法の欄で「3 窓口払」にした方は、ここで記入終わります。

D

金融機関名	まんのう	銀行	まんのう支店
受領方法	口座振替	預金種目	普通
金融機関コード		口座番号	11111111
口座名義人（カタカナ）	マン/ウ タロウ		

ゆうちょ銀行口座にお振込を希望される方へ

他の金融機関とゆうちょ銀行では口座番号体系が異なります。

ゆうちょ銀行の「記号・番号」を振込用の「店番・口座番号」に変換してください。

記号				
1	2	3	4	0

番号						
1	2	3	4	5	6	7

店番		
2	3	8

口座番号						
1	2	3	4	5	6	7

店番：

「記号」の2～3桁目の数字の最後に「8」をつけた数字

口座番号：

「番号」の最後の「1」を削除した数字

交付請求時書類

様式第4号（第7条関係）

まんのう町長 宛

年 月 日

空白のままお持ちください。

（交付決定者） 住所 まんのう町〇〇1111番地

氏名 まんのう 太郎



電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

まんのう町結婚新生活支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあったまんのう町結婚新生活支援事業補助金について、まんのう町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり請求します。

請求額 金 300,000円

まんのう町結婚新生活支援事業補助金Q & A

Q 1 所得はどのように計算すればよいですか。

A 所得証明書を元に計算します。夫婦二人の所得を合算した額が500万円未満である必要があるため、二人分の所得証明書を取得してください。

奨学金の返済をしている場合は、所得証明書が示す期間と同じ1年分の返済額を控除します。貸与奨学金の年間返済額が分かる書類の提出が必要です。

Q 2 夫婦の一方はまんのう町に住民登録されているが、もう一方が他の自治体に登録されている場合は対象になりますか。

A 対象になります。申請時において、夫婦の双方又は一方が申請に係る住宅の住所に住民登録をされている必要があります。

Q 3 申請時点で40歳になりますが、対象になりますか。

A 婚姻日における年齢が39歳以下であれば対象になります。

Q 4 対象となる住居費用を教えてください。

A 住宅初期費用に含まれる敷金、礼金、仲介手数料が対象になります。
家賃、共益費、駐車場代、クリーニング代、火災保険料などは対象となりません。

Q 5 引越費用で対象となるものを具体的に教えてください。

A 引越しにかかった費用のうち、引越し業者や運送業者へ支払った費用が対象です。自らレンタカーを借りて引越しを行った場合の費用や、不用品の処分費用は対象外です。

Q 6 婚姻日より前に支払った費用も対象となりますか。

A 婚姻日より前の賃貸借については、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機に新たに物件を賃借した場合に限ります。
また、婚姻に伴う引っ越し費用であれば対象となります。

Q 7 補助の上限額になるまで何度も申請できますか。

A 補助の上限額に達していなくても、申請は原則1回限りとなります。

Q 8 結婚後に夫（妻）が住んでいたアパートに同居する予定ですが、対象になりますか。

A 配偶者の引越費用は対象となります。

Q 9 婚姻受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本はどこで取得できますか。

- A 婚姻受理証明書は、婚姻届を提出した自治体で発行しています。
戸籍謄本は、広域交付制度により全国どこの市区町村の窓口でも取得できます。

Q 10 所得証明書はどこで取得すればよいですか。

- A 所得証明書とは、個人町・県民税の税額及び前年の1月1日から12月31日までの所得（収入）などの課税内容に関する証明をしたものです。1月1日に住所がある自治体で6月以降に発行が可能となります。
- 例えば、令和7年6月以前に申請する場合は、令和6年1月1日に住所があった市町村で取得してください。令和7年6月以降に申請する場合は、令和7年1月1日に住所があった市町村で取得してください。

お問い合わせ・申込先

〒766-8503

香川県仲多度郡まんのう町吉野下430番地

まんのう町地域振興課

TEL 0877-73-0122 FAX 0877-73-0113

メール chiiki@town.manno.lg.jp